

初心運転者期間について

◎ 初心運転者期間制度の概要

中型免許（8 t 限定）、準中型免許（5 t 限定含む）、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、原付免許取得後 1 年間に、違反や事故により合計点数が一定の基準（原則 3 点）に達すると、初心運転者講習を受講しなければなりません。この講習を受講しなかった場合や、受講後、初心運転者期間内に再び違反や事故により基準点に達した場合は、再試験の対象となります。再試験を受けなかった場合や受けても不合格になった場合は免許が取消となります。

◎ 準中型免許を取得される方へ

普通免許を取得してから 2 年経過後に準中型免許を取得された方については、準中型免許についての初心運転者期間が免除されます。

普通免許を取得してから 2 年以内に準中型免許を取得された方については、準中型免許及び普通免許を取得した日からそれぞれ 1 年間は初心運転者期間となります。

◎ 失効回復の手続きを行う方へ

失効日から 6 か月以上経過すると、初心運転者期間の該当となります。

ただし、外国の運転免許証をお持ちで、その免許証取得後、当該外国において 1 年以上の運転経歴がある方については、その運転経歴が確認できる運転免許証と、当該国における具体的な滞在期間が確認できるもの（当該国の出入国スタンプが押されたパスポートや当該国の出入国を示す航空券の履歴等）を提示していただくと、初心運転者期間の該当を外すことができます場合があります。

その際には、外国の運転免許証の交付日、パスポート上の滞在日数を事前にご確認ください。

1 年以上の運転経歴と滞在期間が確認できない場合、旧運転免許証やドライビングレコード、入国管理局発行の出入国記録が必要となります。

お問合せは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで